

6月1日〜7日は水道週間です。第61回水道週間スローガン「いつもの水に、お気軽に」を相談ください。 上下水道部経営総務室 ☎ 63・4114 日々感謝」上下水道に関する相談を随時、受け付けています。

### 甲種防火管理新規講習 受講者募集

日時 6月27日(金) 午前9時30分〜午後4時50分  
28日(金) 午前9時30分〜午後4時(全2日間)  
場所 防災センター(鴻の台1)  
定員 100人 ※先着順  
受講料 無料(ただし、テキスト代4,000円が別途必要になります)  
申込 6月3日(日)から14日(土・日・曜日を除く)までに、消防本部予防室備え付けの申込書と受講票(市ホームページから出力可)に必要な事項を記入し、写真(カラー印刷可)を添えて同窓口へ  
※電話および郵送での申込は行っていません。

☎ 消防本部予防室 ☎ 63-1412

### 「市長の所得等報告書」などを公開します

「名張市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書を市役所1階市民相談室と市ホームページで公開します。  
公開日 5月23日(木)以降  
☎ 市民相談室 ☎ 63-7416

### 農業者の皆さんへ、経営所得安定対策の申請はお済みですか?

対象 交付対象作物を販売目的で生産する販売農家と集落営農 申込期限 7月1日(日)  
◎申込方法など詳しくは、東海農政局三重県拠点経営所得安定対策窓口(☎059-228-3199)へ  
☎ 農林資源室 ☎ 63-7625

### 先着順による 市有財産販売のお知らせ

所在地番/地目/地積/販売価格  
▼① 美旗町中一番15番73/宅地/1941.03㎡/2,490万円  
▼② つつじが丘南1番町239番/宅地/329.34㎡/70万円  
▼③ つつじが丘南5番町272番/宅地/166.53㎡/30万円

受付期間 6月3日(日)〜9月30日(月) 午前8時30分〜午後5時15分(土・日、祝日は除く)  
※購入者が決定次第、受付は終了します。  
申込 市役所4階契約管財室へ必要書類を直接持参してください。  
◎必要書類は市ホームページで確認いただくか、電話で問い合わせ先へ  
☎ 契約管財室 ☎ 63-7336

### 業務効率化のために導入しませんか? キャッシュレスセミナー参加者募集

開催日 6月10日(月) ◎参加無料  
第1部:使い方セミナー 正午〜午後4時  
企業ごとにブースを設け、操作体験や説明を聞くことができます(各ブース30分毎に1回説明)  
参加企業(50音順) ▼(株)Origami ▼PayPay(株) ▼(株)メルペイ ▼LINE Pay(株) ▼楽天(株) ▼(株)百五銀行  
第2部:消費者還元制度の説明 午後4時〜5時  
場所 市役所1階大会議室  
◎当日参加可。事前予約優先。申込はQRコードまたは、電話で問い合わせ先へ  
☎ 東奈良名張ツーリズム・マーケティング(市役所4階) ☎ 41-1057

### 老人福祉センター「ふれあい」の地区別利用日指定がなくなります

これまで老人福祉センター「ふれあい」では、地区別で利用日を指定し、ご利用いただいていたが、6月から利用日の指定がなくなります。この機会に皆さんぜひ、ご利用ください。  
※送迎の福祉バスは、従来どおり地区別曜日指定の運行です。  
利用日時 毎週月曜日〜土曜日 午前8時30分〜午後4時30分  
場所 老人福祉センター「ふれあい」(丸之内)  
利用可能な施設 ▼浴場 ▼健康指導室 ▼調理実習室 ▼カラオケルーム など  
対象 市内在住の65歳以上の人  
利用料 1人1日200円(カラオケは別途1曲50円)  
◎利用方法など詳しくは、問い合わせ先へ  
☎ 老人福祉センター「ふれあい」 ☎ 63-7397



### 家の中の耐震化も忘れずに 災害時要援護者対策家具固定事業

高齢者と障害者のみの世帯を対象に、地震発生時の家具転倒を防止するために、固定家具を家具に無料で取り付けます。  
実施日 10月6日(日) ※実施件数多数の場合など、10月27日(日)にも実施する場合があります。  
募集件数 80軒程度(1軒につき家具3点まで) ※申込多数の場合は抽選  
対象 老化や心身の障害などにより家具固定が困難な65歳以上の人(平成31年4月1日現在)および、障害者(身体障害者手帳1級〜3級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級)のみの世帯 ※平成28〜30年度に実施した世帯は除く  
申込 6月21日(金)までに市役所1階介護・高齢支援室、まちの保健室で配布する申込用紙に必要な事項を記入し同窓口へ ※申込時に印鑑が必要。  
☎ 介護・高齢支援室 ☎ 63-7599

## 年金通信 国民年金加入中の事故や病気で重い障害が残ったら、「障害基礎年金」を受給できる場合があります。

受給要件  
①初診日に国民年金に加入している、または、60歳以上65歳未満で国内に住所を有していること。老齢基礎年金を繰上げ受給している人は請求できない場合があります。  
②障害認定日(初診日から1年6ヵ月経った日、または、1年6ヵ月以内に症状が固定した日)に国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき。もしくは満65歳の前々日までに障害が重くなり国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき。(身体障害者手帳などの等級とは異なります。)  
③初診日の属する月の前々月までの保険料納付要件を満たしていること  
◎詳しくは、保険年金室(☎63-2148)へ。ご相談の際には、身分証明書、最初に医師、歯科医師の診療を受けた年月日からの受診歴が分かる物をお持ちください。  
◎20歳前に初診日がある場合  
20歳になったとき(20歳に達した後に障害認定日があるときは、その日)に、国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき、もしくは満65歳の前々日までに障害が重くなり国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき。保険料の納付要件は問いませんが、本人の所得制限があります。  
▼20歳前障害基礎年金受給者は、今年7月から所得情報を市で確認できる場合は所得状況届の提出が不要となります。  
▼障害年金の更新時に提出する障害状態確認届(診断書)は、今年更新となる8月生まれ以降の人から誕生日の3ヵ月前に届きます。医療機関を受診後、誕生日中にご提出ください。

年金相談 ■産業振興センターアスピア(南町)での年金相談 ※定員は各回50人程度  
日時 6月11日(火)、25日(火) 午前10時〜午後2時45分  
■津年金事務所での相談は要予約 ☎ 0570-05-4890  
☎ 予約受付専用電話 ☎ 03-6631-7521

### 役所の仕事などへの困りごとは「行政相談」をご利用ください

「行政相談」とは、国・県・市などの役所の仕事や特殊法人・独立行政法人などの仕事について、苦情や意見、困りごとを総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聞きし、その解決の促進を図る制度です。  
日時 毎月第3木曜日 午後1時〜3時  
場所 市役所1階市民相談室  
◎相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。  
名張市の行政相談委員  
▼中野 栄蔵 ▼渊矢 美壽代  
■三重行政監視行政相談センターでは電話相談を受け付けています  
おこまりならまる まるくじょー ひゃくとおぼん  
0570-090110  
※PHS、一部の電話サービス、IP電話などは、総務省三重行政監視行政相談センター(☎059-227-1100)へお問い合わせください。  
☎ 市民相談室 ☎ 63-7416

読者の声 4-2号掲載「交通事故0を目指して」について ▼子供の交通事故防止だけでなく、高齢者の事故防止に関しても取り上げてほしいです。▼歩行者優先の再認識が必要だと思います。実際、子供たちの登校時や横断歩道を渡ろうとしても、気にせず通り過ぎる車が多い。